



社団法人小郡三井医師会
会長 蒲池 壽 様

久留米市長 榎原 利則
(健康福祉部生活支援第1課)



平素より、本市生活保護行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、生活保護受給者の医療扶助における後発医薬品について、これまでも関係機関のご理解とご協力の下、その使用促進に努めてきたところですが、この度、本市被保護者に対し、下記の要領で具体的に使用促進に取り組んで行くことといたしました。

つきましては、本市の取り組みについて、貴医師会におかれましても何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 後発医薬品使用促進に係る本市の取り組み

(1) 本市の後発医薬品を使用できる生活保護被保護者で処方箋が後発医薬品不可でないことが確認できている者へ「別紙1(案)」により、「後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用促進のお知らせ」を送付します。

(2) 文書を受取った被保護者は、医療機関・薬局に対し、後発医薬品への転換の相談をさせていただきます。

(3) 市内の生活保護指定医療機関へは「別紙2(案)薬局向け」、「別紙3(案)薬局以外向け」により、本市取り組みについてご承知いただき、被保護者に対する後発医薬品の使用促進にご理解ご協力をお願いします。

2 その他

ご不明な点、ご意見等について、後日担当より連絡させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

お問合せ先

久留米市役所生活支援第1課 業務チーム 田中、小山

TEL 0942-30-9023 E-mail hogo@city.kurume.fukuoka.jp

(公印省略)

25 支援 1 第 号
平成 25 年 9 月 日

(被保護者) 様

久留米市福祉事務所長 徳 永 龍 一
(健康福祉部 生活支援第 1 課・第 2 課)

後発医薬品（ジェネリック医薬品）普及促進のお知らせ

このサービスは、生活保護財政の健全化を図るために、あなたが処方されている薬のうち、後発医薬品へ転換できる薬をお知らせしているものです。

生活保護制度では、医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合には、原則として後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用していただくことになっております。

趣旨をご理解いただきましたら、この通知を持って、医師や薬剤師にご相談いただくようお願いいたします。

【あなたに処方されている薬（先発医薬品）】

平成 25 年 3 月診療分

先発薬品名①	薬の説明①	薬局名①	医療機関名①
先発薬品名②	薬の説明②	薬局名②	医療機関名②
先発薬品名③	薬の説明③	薬局名③	医療機関名③
先発薬品名④	薬の説明④	薬局名④	医療機関名④
先発薬品名⑤	薬の説明⑤	薬局名⑤	医療機関名⑤

【注意事項】

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）は先に開発された薬（先発医薬品）の特許期間終了後に、他のメーカーが同じ有効成分・同じ効き目として申請し、国が承認した医薬品です。
- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の安全性は、同じ有効成分を持つ先発医薬品が医療現場で長年使用されており、確認されています。
- ・医療機関や薬局により、取り扱っている後発医薬品（ジェネリック医薬品）がこととなります。
- ・薬局に在庫がない等の場合には、お薬を用意することが出来ない場合があります。
- ・このお知らせは、平成 25 年 3 月調剤分の情報を元に作成しております。現在、このお薬を使用されていない場合、または、すでに後発医薬品を使用いただいている場合にはご容赦ください。

【問合せ先】久留米市福祉事務所

生活支援第 1 課業務チーム

田中(真)・小山

TEL 0942-30-9023

(公印省略)

25支援1第 号
平成25年9月 日

(生活保護指定薬局) 様

久留米市福祉事務所長 徳永 龍一
(健康福祉部 生活支援第1課・第2課)

生活保護法の医療扶助における後発医薬品使用促進に関する
取り組みについて(協力依頼)

時下、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より、本市生活保護行政に格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、別紙のとおり、生活保護被保護者に対し、後発医薬品使用促進についての通知を出しているところです。

つきましては、後発医薬品転換に対して何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 後発医薬品の使用促進に関する取り組み
 - (1) 生活保護被保護者へ、別紙により後発医薬品の使用促進の協力を依頼しております。
 - (2) 処方箋については、後発医薬品不可でないことは確認済みです。
- 2 ご不明な点等ございましたら、担当までお問い合わせください。

【問合せ先】久留米市福祉事務所

生活支援第1課業務チーム

田中(真)・小山

TEL 0942-30-9023

(公印省略)

25 支援 1 第 号
平成 25 年 月 日

(生活保護指定医療機関) 様

久留米市福祉事務所長 徳 永 龍 一
(健康福祉部 生活支援第 1 課・第 2 課)

生活保護法の医療扶助における後発医薬品使用促進に関する取り組みに
ついて (協力依頼)

さて、本市では、別紙のとおり、生活保護被保護者に対し、後発医薬品使用促進につ
いての通知を出しているところです。

つきましては、後発医薬品転換に対して何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申
し上げます。

記

- 1 後発医薬品の使用促進に関する取り組み
 - (1) 生活保護被保護者へ、別紙により後発医薬品の使用促進の協力を依頼しており
ます。
 - (2) 処方箋については、後発医薬品不可でないことは確認済みです。
- 2 ご不明な点等ございましたら、担当までお問い合わせください。

問合せ先 久留米市福祉事務所
生活支援第 1 課業務チーム
田中(真)・小山 TEL30-9023